

## 昇降機定期検査報告の報告時期拡大について（要点）

### 1. 「報告時期拡大」について

現在の12月末日迄を1か月延長して1月末迄に拡大する。

（現在：4月1日～12月末 → 変更後：4月1日～翌年1月末）

### 2. 「昇降機毎の報告時期」について

（1）昇降機毎に「設置月（検査済証交付日の属する月）」を基準に「3か月間の報告時期」とする。

（2）毎年の昇降機毎の「報告時期」は、「設置月の2月前から報告可能」とし、具体的には「設置月」により、次のとおりとする。（別紙1 例示）

①「設置月」が6月～12月と1月の場合→「設置月の2ヶ月前から設置月の末日迄」の3ヶ月間

②「設置月」が2月～5月の場合 →「4月～6月末迄」の3か月間

（3）制度変更後の初年度「令和2年度」の報告方法について

①令和2年度の定期報告は、前回報告時期によらず、4月～翌年1月末迄の期間に受理する。（報告集中解消、閑散期へ分散を図る。）

②令和2年度に報告された月を「設置月」とし、今後「設置月」で固定し、令和3年度以降は改正後の報告期間とする。